

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高いので、待遇改善が待ったなしの課題となっている。

早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で休暇も取れない。こうした厳しい現実直面して、このままでは生活ができず将来に希望が持てないと、退職していくケースが多発している。

団塊世代の高齢化などにより、今後10年間で40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされているが、介護に携わる人たちがいなくなれば、介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題である。

よって国におかれては、介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事ができ、また安心して暮らせるよう、労働条件や福利厚生向上に全力を挙げるとともに、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系を構築できるよう、介護報酬の在り方を見直し、利用者への負担増につながらないように、緊急に介護報酬を改定して適切に措置すること。
- 2 昨年8月に示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組の構築など早急な取組を進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。
- 3 小規模事業所などにおける職場定着のための取組支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣